令和８年10月号

事 務 所 通 信

アークグロー・パートナーズ税理士法人　Vol.66



罰ゲームでゴミ拾いをしました★
詳細は Instagram に投稿しております。
よろしければご覧ください(*^^*)





＊今月のお知らせ＊

10月1日より産休に入らせていただくこととなりました m(_)m
皆さまには温かいお心遣いをいただき、心より感謝申し上げます。
新しい家族を迎える準備をしながら、穏やかに過ごしてまいります。

・社会保険の等級変更はお済みでしょうか？
　変更のご確認をよろしくお願いいたします。

・ 年末調整の時期が近づいてまいりました。少し早いですが、今年度も年末調整に必要な資料の早期回収を始めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

＊ 中小企業経営者の強い味方「三共済」＊

中小企業向けの代表的な共済制度として、「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」「中小企業退職金共済（中退共）」の３つがあります。目的や対象者が異なるため、自社に合った制度選びが重要です。

【小規模企業共済】

経営者や個人事業主のための退職金制度です。
毎月の掛金は全額所得控除の対象となり、
将来の退職金や老後資金を計画的に準備することができます。





～加入条件（個人事業主または会社役員が対象）～
常時使用する従業員数が一定以下であること
建設業・製造業・運輸業など：20人以下
商業（卸売・小売）・サービス業：5人以下　※詳細は業種目によって異なるため、担当者へご確認ください。

【経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）】

取引先が倒産した際の資金繰りを支援する制度です。
掛金は損金（個人事業主は必要経費）となり、万が一のときの備えとして活用できます。

～加入条件（1年以上継続して事業を行っている中小企業者が対象）～
業種ごとに資本金額または従業員数の要件あり　※法人・個人事業主ともに加入可能

【中小企業退職金共済（中退共）】

従業員の退職金を準備するための制度です。
掛金は事業主が負担し、全額損金（必要経費）として処理できます。
福利厚生の充実や人材確保にも役立ちます。



～加入条件（中小企業の事業主が加入）～
従業員のための制度であり、原則として役員は加入不可
加入できる企業規模は業種ごとに異なり、従業員数や資本金額に基準あり

★注意点
・共済は節税だけを目的に加入するのではなく、本来の制度目的を理解して活用することが大切です。
・小規模企業共済や経営セーフティ共済は、短期間で解約すると元本割れする場合があります。
・経営セーフティ共済は、解約時に受け取る解約手当金が課税対象となります。
・小規模企業共済は、受け取り方によって税金の取扱いが異なります。

★企業型 DC との違い
9 月号でご紹介した企業型 DC は、従業員が自ら運用を行いながら老後資産を形成する制度です。
一方、三共済は退職金準備や経営リスク対策など、それぞれ目的が明確に決まっています。



経営者の退職金なら「小規模企業共済」
会社の備えなら「経営セーフティ共済」
従業員の退職金なら「中退共」
従業員の資産形成なら「企業型 DC」

それぞれの特徴を理解し、自社に合った制度を活用しましょう。

＊退職金規定がありましたら、担当者へお渡しいただくようお願いいたします。

プチ情報 ～登記手続きの最新情報～

先日、司法書士の西村先生による勉強会に参加しました。

近年は、不動産や会社の登記に関するルールが大きく変わっています。特に、住所や氏名の変更登記が義務化され、手続きを怠ると過料の対象となる場合があります。

また、スマート変更登記を利用すると法務局が住所等の変更情報を反映してくれますが、メールアドレスを登録していない場合は書面で案内が届く仕組みとなっています。

さらに、相続登記も義務化されており、相続により不動産を取得したことを知った日から 3 年以内に登記申請が必要です。



登記に関するお手続きでご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

各種 SNS も更新しておりますので、
良ければフォローお願いします♪

HP　Face Book　Instagram　Threads

ARCGROWPARTNERS

◇申告書の提出期限

提出月	10 月	11 月	12 月
確定申告	8 月決算	9 月決算	10 月決算
予定申告（年 1 回） 消費税（年 3 回）	2 月決算 11 月、2 月、5 月	3 月決算 12 月、3 月、6 月	4 月決算 1 月、4 月、7 月